

「雨水浸透阻害行為の事前協議」の電子申請を本運用開始 ～オンライン相談窓口も新たに開設～

下水道河川局では、「下水道DX戦略」に基づき、魅力ある下水道サービスの提供を目指し、各種窓口サービスのオンライン化を推進しています。

この取組の一環として、令和8年4月1日から、「雨水浸透阻害行為の事前協議」について電子申請の本運用を開始します。これにより、申請者の利便性向上と事務手続きの効率化を図ります。また、特定都市河川浸水被害対策法及び開発行為等に伴う雨水流出抑制施設の設置に関するオンライン相談窓口を予約制で新たに開設します。来庁不要での相談が可能となり、事業者の負担軽減と円滑な協議を促進します。

今後も下水道河川局では、デジタル技術を活用し、市民や事業者にとって分かりやすく利用しやすい下水道行政の推進に取り組んでいきます。

電子申請

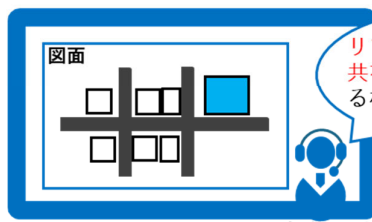


下水道河川局
河川流域管理課

横浜市電子申請システム（外部サイト）にて申請可能です。

- ・ 24時間受付可能
- ・ 来庁回数が最低ゼロ回になる
- ・ 手続時間の短縮

オンライン相談



下水道河川局
河川流域管理課

リアルタイムで図面を共有して、開発に関する相談等が可能です。

- ・ 来庁回数の減少
- ・ 待ち時間の解消
- ・ 遠隔地の方も円滑に申請可能

〇「雨水浸透阻害行為の事前協議」の申請先 URL（公開済）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/bcbfb651-ac3f-4202-b1e3-3a80aa3e2be7/start>

〇オンライン相談窓口の申請先 URL（4/1 公開）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5fd9bdb5-404d-4a3a-be52-ca22494b189e/start>



雨水浸透阻害行為の
事前協議
(二次元コード)



オンライン相談窓口
(二次元コード)

裏面あり



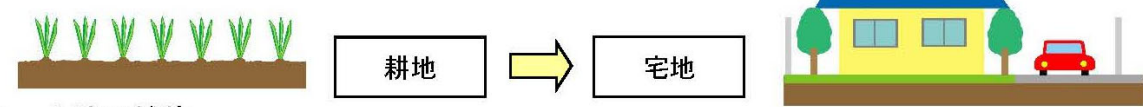
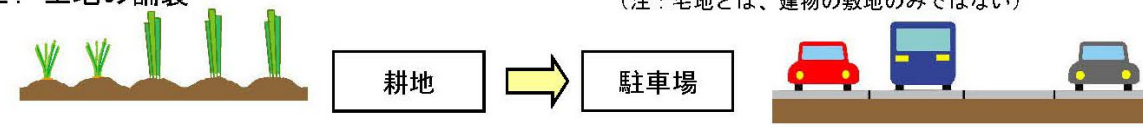
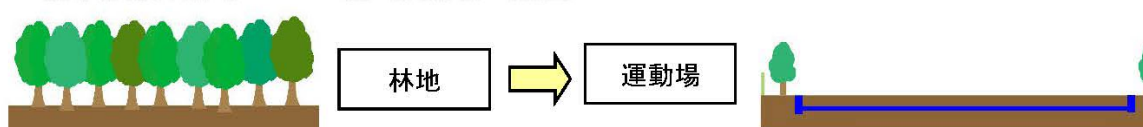

GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

「雨水浸透阻害行為の事前協議」とは

平成15年6月に特定都市河川浸水被害対策法が施行され、平成17年4月に鶴見川流域、平成26年2月に境川流域が特定都市河川流域に指定されました。これにより、流域内の住民、事業者は雨水を貯留浸透する努力を担い、雨水浸透阻害行為を行う場合は、許可が必要となりました。許可申請の要・不要の文書回答が必要な場合や、土地の流出係数を事前に把握したい場合に事前協議を行っています。

【雨水浸透阻害行為の具体例】

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更	
2. 土地の舗装	
3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置	
4. ローラー等により土地を締め固める行為	

(注：宅地とは、建物の敷地のみではない)

従前の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。

注) 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

お問合せ先	
河川流域管理課長	石井 智博 Tel 045 - 671- 2819



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

